

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 28 年度第 4 号
通 算 第 2 2 号
平成 29 年 2 月 28 日
尼 崎 市 総 務 局
人事管理部給与課

平成 28 年 12 月期の割増報酬等について

11 月 11 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 28 年 12 月期の割増報酬等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 28 年 12 月に支給する割増報酬等及び賃金・労働条件に関する要求書等について、前回に引き続き協議を重ねた。

具体的な交渉内容

1 平成 28 年 12 月に支給する割増報酬及び報酬月額の改定について

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張 | 当局の回答 |
|--|--|
| 割増報酬について 修正回答はないのか。 | 前回提案した内容にて引き続き協議をお願いしたい。 |
| 嘱託員は 1 年ごとの委嘱であり、来年度の任用が約束された状態ではない。もし、今年度で任用が終了してしまえば、今年度の人事院勧告での増額を受けることができなくなってしまう。やはり、今年度中に人事院勧告での増額分は反映させるべきではないか。 | 前回交渉でも申し上げたとおり、嘱託員に対する人事院勧告の反映は翌年度対応を基本とする中で、これまでの経過も踏まえ、人事院勧告後の直近となる 12 月期の割増報酬において、人事院勧告での賞与部分の増改定の 6 割相当を反映させるとの対応としており、これを変更する考えはない。 |
| 報酬月額の改定について 来年度の報酬についても修正回答が示されていないが、人事院勧告での給与改定額は 708 円となっており、我々嘱託員の勤務時間が正規職員の 4 分の 3 である点を考慮しても、最低でも 500 円の引上げがなければ納得できない。 | 報酬の引上げ額については改定率（0.17%）を用いて計算した結果である。 |

| | |
|--|---|
| <p>DランクとEランクが400円の引上げで、その他が300円ではますます較差が広がる一方ではないか。同じ引上げ額にはならないのか。</p> | <p>各ランクの報酬設定は職種や経験、困難度等を総合的に勘案し、一定の較差を設けているところである。その中で各ランクとも同じ改定率(0.17%)を乗じた結果、DランクとEランクが400円の引上げとなり、その他が300円の引上げとなるものであり、これらの引上額をあえて同額とする特段の理由はない。</p> |
|--|---|

課題解決への方向性

提案の内容にて諾否期限までに判断を行うよう求めた。

2 独自要求書について

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張 | 当局の回答 |
|---|---|
| <p>高年齢者委嘱制度の勤務年数について</p> <p>高年齢者委嘱制度は5年の勤務実績が必要とされているが、この5年というのは何を根拠に設定しているのか。</p> | <p>前回の交渉でも説明したとおり5年の勤務実績に法的な根拠があるわけではないが、高年齢者雇用安定法においてもいわゆる再雇用制度の適用対象に一定の基準を設けることは認められており、一定期間の勤務実績を考慮するという視点から本市では5年に設定している。</p> |
| <p>法的な根拠がないのであれば、市独自の判断で5年の勤務実績を短縮できるのではないのか。</p> | <p>できない問題ではない。現段階では見直す考えはないということである。</p> |
| <p>見直す必要があれば短縮するのか。</p> | <p>そういった必要があれば検討する可能性はある。</p> |

課題解決への方向性

組合は、今回の要求に対して直ちに対応することは困難であっても、今後の前向きな協議を求めた。これに対し当局は引き続き協議していくことを確認するとともに、現行の考え方への理解を求めた。

3 育児・介護を行う嘱託員を対象とした休暇制度等について

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張 | 当局の回答 |
|--------------------------------|---------------|
| <p>この休暇制度は正規職員と同様の内容であるのか。</p> | <p>同様である。</p> |

以上
(給与課)

妥結事項

11月2日及び11日の2回にわたる交渉等の結果を受け、11月16日に次の項目について妥結に至った。

1 割増報酬（ボーナス）[平成28年12月9日支給]

支給率等

| ランク | 支給月数（額） | 前年度 |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| B | 2.00月分（337,200～372,600円） | 1.94月分（327,084～361,422円） |
| C | 1.81月分（350,054円） | 1.75月分（338,450円） |
| D | 定額（317,000円） | 定額（307,000円） |
| E | 定額（302,000円） | 定額（292,000円） |
| 再雇用 | 定額（291,000円） | 定額（281,000円） |

2 報酬月額 [平成29年4月1日実施]

平成29年度の嘱託員報酬について、次のとおり改定する。

| 区分 | | 現行報酬 （円） | 改定後報酬 （円） | 引上額 （円） |
|------|---------------|-------------|--------------|------------|
| Bランク | 定額 | 174,300 | 174,600 | 300 |
| | 5年未満 | 168,600 | 168,900 | 300 |
| | 5年以上 | 174,200 | 174,500 | 300 |
| | 10年以上 | 178,700 | 179,000 | 300 |
| | 15年以上 | 182,300 | 182,600 | 300 |
| | 20年以上 | 184,800 | 185,100 | 300 |
| | 25年以上 | 186,300 | 186,600 | 300 |
| Cランク | | 193,400 | 193,700 | 300 |
| Dランク | | 212,900 | 213,300 | 400 |
| Eランク | | 241,900 | 242,300 | 400 |
| 再雇用 | S28.4.1 以前生まれ | 150,600 | 150,900 | 300 |
| | S28.4.2 以後生まれ | 174,300 | 174,600 | 300 |

3 育児・介護を行う嘱託員を対象とした休暇制度等について

(1) 介護休暇の分割

現行「連続する3月の期間内」としている取得可能期間について、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計3月以下の範囲内で期間を指定して取得できるように改める。

(2) 介護休暇等の同居要件の撤廃

介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹における同居要件を撤廃する。

(3) 介護を行う嘱託員の超過勤務の免除

介護を行う嘱託員に対する超過勤務の免除を導入する。

(4) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲を、嘱託員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である嘱託員に委託されており、かつ、当該嘱託員が養子縁組によって養親となることを希望している子など法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大する。

(5) 実施時期

平成29年4月1日